道路の占用をするとき（３２条申請）の流れ

◎市道（地上、地下、空中）に工作物や施設などを設置する場合には、道路管理者である市の許可が必要です。

＜例＞街路灯・建築用足場類の設置、排水の側溝への放流、

電気・電話・ガスなどの管路を道路の地下に埋設など

**○許可条件**

・占用の許可期間は最長で５年間になります。更新を受けたい場合は、その都度更新申請を行ってください。

・道路の敷地外に余地がないことや道路の構造及び交通に支障を及ぼすおそれがないことなどの条件があります。また、条例に基づいた占用料を納めていただきます。

※合併浄化槽の処理水を側溝放流する場合は、**下水道が整備されていないこと、流末が確保されていること、かつ側溝がきちんと整備されている場合のみになります**ので、予め、市建設課管理係までご相談ください。

**○その他手続きの流れ**

・許可書の発行は、申請書の提出から概ね１週間程度かかります。書類に不備等がある場合には、その限りではございませんので、予め、ご了承願います。

・占用を廃止する場合は、「道路占用廃止届」を提出してください。

**○提出書類・・・**正・副２部ご提出ください。

　・道路占用許可申請書（３２条申請）

・位置図

・公図の写し

・物件の構造が分かる図面

※側溝放流の場合は、高度処理型浄化槽の仕様書も添付してください。

**≪全体の流れ≫**

①許可申請書、道路工事実施協議書等の申請　→　②市の許可、警察等の同意

→　③市から連絡　→　④工事開始